

民主党

柔道整復師の業務を考える議員連盟

会長 衆議院議員武正公一様

平成 25 年 6 月 18 日

(一社) 全国柔道整復師連合会

会長 田中威勢夫

『柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組みについて』

<何が起きているか>

『柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組みについて』という厚生労働省の各課課長名からの通達が書面化され各保険者に発信されていますが、具体的基準を定めないまま文書照会についての参考例を示したことで、適用の範囲を逸脱した被保険者への照会調査が繰り返し行われているという現状があります。

『柔道整復師の施術の(以下略)』として発信された平成 24 年 3 月 12 日付けの厚生労働省各課課長通知が、『療養費の適正化』をそもそもの目的としているならば各保険者が行っている文書や電話による被保険者への直接的な調査については、会計検査院決算検査報告書にはそぐわない方法であると断定せざるをえません。

<以下 2 例の照合調査通知の事例(文章は通知のまま)>

①リコー三愛グループ健康保険組合常務理事名の通知

「また、適正医療のため、施術が長期間(3ヶ月)に渡る場合は、一度、医師の診察を受けるよう厚生労働省からの通達がされています」①-1

「医師が柔道整復師の施術が必要と判断した場合、医師の同意書を取得し、柔道整復師へ提出してください(同意書の費用は自己負担です)長期の柔道整復師の施術には、整形外科医などの医師の同意が必要です」①-2

②みずほ健康保険組合名の通知

「健康保険組合といたしましては何らかの原因が伴う外傷性の捻挫、打撲、挫傷と骨折・脱臼の応急処置(2回目以降は医師の同意が必要)は健康保険適用外になります」②-1

「今後、整骨院・接骨院での治療に保険適用を希望される場合、S.T(仮名)様が負傷された箇所を整形外科医等の医師による診断をお受けいただくか、又は、療養費での施術を継続する必要性及び理由書を書面にてご提出いただき、その内容を確認の上、今後の療養費の給付を検討させていただきます。」②-2

下記のごとき疑問点がありますが、厚生労働省からは、各保険者へどのような通達がされているのか、厚生労働省への確認をお願いします。

①-1 について

このような通達はいつなされたのでしょうか、また、発信元は、どの省庁のどの部局の人ですか。また受信した方はどなたでしょうか。

①-2

同意書が必要になったのは、いつの条例で、どのように通知されたのでしょうか。

②-1

この文章では、捻挫・挫傷・打撲など、全て2回目以降の施術に対して医師の同意が必要になりますが、そのような通達は出されていますでしょうか。

②-2

療養費にて支給を受ける場合、療養費の支給基準においては、理由や必要性を提出するような記載はされておられません。

なぜ、このような疑問点が頻出する文章が、「照会」「調査」「通知」という名で頻発されるのか。柔道整復師の業務に対する、意図的かつ明白な業務妨害と捉えられても構わないという意思がある、としか思えません。

<何をすべきか>

会計検査院決算検査報告書には

1. 施術者への指導
2. 保険者等及び柔整審査会への指導
3. 被保険者への周知徹底

との意見表示であり、3.については、柔道整復術の健康保険適用外疾患の周知であって、照会調査の実施が含まれていないことは明瞭です。

『柔道整復師の施術の療養費の適正化』を本当に凶るならば、療養費の基本原則に沿った措置（保険者は施術の必要性を認識し、療養費を速やかに支給する、施術者は施術の理由を必要に応じて保険者に説明する）に立ち戻った再認識が必要です。相反した認識が、「別々の組織」で、「勝手な解釈」で、というのが現状です。

医療費と比較すれば安価な治療で症状改善が診てとれる患者さん側も、地域医療に貢献している柔道整復師業界の存続危機も、ともすれば厚生労働省から看過されていると考えざるをえません。

「柔道整復師の業務を考える議員連盟」におかれても、厚生労働省の姿勢に対しての対応をお願いする所存です。